

# 代替地の取得、管理及び処分に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、埼玉県が施行する公共事業の推進のために必要な代替地の取得、管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業用地」 公共事業の用に供する土地をいう。
- (2) 「代替地」 事業用地の従前の機能に代替する土地をいう。
- (3) 「事業課」 代替地を必要とする公共事業の施行担当課をいう。
- (4) 「公社」 埼玉県土地開発公社をいう。
- (5) 「用地課」 県土整備部用地課をいう。

(取得依頼)

**第3条** 事業課は、代替地の取得の事務を行うときは、用地課長及び財政課長に合議し、その後、公社に依頼することができる。

(取得する土地の範囲)

**第4条** 代替地として取得する土地は、埼玉県内の都市計画区域内に所在する土地のうち、開発行為の許可が確実な土地とする。

(取得価格)

**第5条** 代替地は、適正な価格により取得するものとする。

(取得決定)

**第6条** 代替地の取得決定は、用地課長及び財政課長に対し合議後、公社の理事長が行うものとする。

(取得費用)

**第7条** 代替地の取得費及び取得に要する費用は、公社が支払うものとする。

(登記)

**第8条** 代替地の所有権移転登記は、公社名義にするものとする。

(管理及び管理費用)

**第9条** 用地課及び公社は台帳及び付属図面等を調製するものとする。

2 公社は代替地の適正な管理を行うため、必要に応じて雑草刈払いや柵の設置等を行うものとする。

3 代替地の管理に要する費用は、公社が支払うものとする。

(造成及び造成費用)

**第10条** 代替地を造成するときは、公社は用地課及び事業課と協議のうえ、各種法令等に適合するよう造成計画を定めて行うものとする。

2 代替地の造成に要する費用は、公社が支払うものとする。

(処分対象)

**第11条** 代替地の処分は、第6条において当該代替地を取得決定する際に対象事業とした事業用地として土地又は土地に関する権利(農地に係る権利を除く。)を譲渡する者に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず公社の理事長は、事業課と用地課に協議のうえ、取得後概ね3年を経過して残存する代替地について、公有地の拡大の推進に関する法律第9条第1項に規定する事業用地又は代替地として処分することができる。

(処分面積)

**第12条** 代替地の処分面積は、事業用地の土地代金及び補償金額で、処分対象者が取得できる範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず公社の理事長は、用地課と協議のうえ、事業用地の土地代金及び補償金額を超える場合であっても処分対象者が自己資金等を加算して取得可能な場合には、処分できるものとする。

(処分価格)

**第13条** 代替地は、適正な価格により処分するものとする。

(処分決定)

**第14条** 代替地の処分決定は、公社の理事長が行うものとする。

(処分代金の収納)

**第15条** 代替地の処分代金の収納事務は、公社の理事長が行うものとする。

(委任)

**第16条** この要綱の実施のために必要な事項は、公社と協議のうえ、県土整備部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。